

(4) 代理権の濫用

従来、代理権の濫用については、民法 93 条但し書きを類推適用していたが、改正法では無権代理と同様に扱うべきとする見解が採用された。具体的には、代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、または知ることができたときは、その行為は代理権を有しない者がした行為とみなす、とされた(107 条)。

5. 無効及び取消

(1) 無効及び取消の効果

(前)不当利得

(後)原状回復義務

(例外 現存利益の返還)

①無償行為における善意の譲受人

②意思無能力者・制限行為能力者

(2) 取り消しうる行為の追認・法定追認

「取消権を有することを知った後」が明記された。

法定代理人や保護者の同意を得ている制限行為能力者は、

取消原因が消滅していなくても追認できる。

6. 条件

(例)土地の所有者 A が B に土地売却の斡旋を依頼し「売却代金が 5 千万円以下なら報酬を支払わない」という約束をしたケース(解除条件)

このケースにおいて、B が 5100 万円で購入するという売却先を見つけてきたにもかかわらず、A が不正に働きかけて 49,00 万円で売却した場合、B は、その条

件が成就しなかったものとみなして、Aに報酬を請求できる(不正な条件成就の規定 130 条 2 項)

7. 消滅時効

(1) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

主観的な起算点：債権者が権利を行使することができることを知った時から
5 年

客観的な起算点：権利を行使することができる時から 10 年

(2) 定期金債権の消滅時効

(前)第 1 回の弁済期から 20 年、最後の弁済期から 10 年

(後)主観的な起算点から 10 年、客観的な起算点から 20 年

(3) 不法行為による消滅時効

損害および加害者を知った時から 3 年

不法行為の時から 20 年(除斥期間→消滅時効)

(4) 生命、身体の侵害による損害賠償請求権

主観的な起算点から 5 年、客観的な起算点から 20 年

(5) 時効障害事由

①裁判上の請求等(裁判上の和解、支払督促、調停)→時効の完成猶予

裁判上の請求等が終了するまで

訴えの取下げ等によって裁判等が途中で終了した場合は、その終了の時から 6 ヶ月を経過するまで

②確定判決等によって権利が確定した場合→時効の更新

③強制執行

終了するまで時効の完成猶予、終了したら時効の更新

④仮差押・仮処分

終了してから6ヶ月を経過するまでは時効の完成猶予
保証人等には通知が条件となる

⑤承認→時効の更新

⑥催告→6ヶ月を経過するまでは時効の完成猶予
再度の催告では時効の完成は猶予されない

⑦時効の停止→時効の完成猶予

天災による場合(前)2週間→(後)3ヶ月

(6) 協議の合意(書面)による時効の完成猶予

①合意から1年

②協議の期間が1年より短い場合

③協議の続行拒絶の通知の時から6ヶ月

(7) 時効の援用権者の明文化

保証人、物上保証人、第三取得者

8. 債権の目的

(1) 特定物の引渡しの場合の注意義務

特定物の引渡し債務における善管注意義務については、「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる」ことが明記された。(400条)

(2) 不能による選択債権の特定(410条)

不能による選択債権の特定について、どのように改正されたか。

債権の目的である複数の給付のうちの一部が不能である場合には、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権はその残存するものについて存在する旨の規定が設けられた。

また、選択権者でない当事者の過失によって不能となった場合だけでなく、当事者双方の過失によらずに不能となった場合においても、選択権者が不能の給付を選択する余地を認めることになった。